

追加的な情報収集が必要と評価されたB / C事案及び平成16年度新規事案と平成17年度新規事案の評価について(案)

1. これまでの経緯

平成15年度のフォローアップ調査により登録されたB / C事案及び平成16年度に登録された新規事案については、平成16年度第12回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会で評価した結果、下記の4事案については情報が不足しているため、追加的な情報収集を実施することが決定された。また、平成17年度に新規の情報が1件確認されたので、事案の登録を行った。

【B / C事案及び平成16年度新規事案】(4事案)

- ・ 浜名湖周辺(第3陸軍航空技術研究所三方原出張所)の事案
- ・ 岩沼市の事案
- ・ 福島県内の事案
- ・ 千葉県内の事案

【平成17年度新規事案】(1事案)

- ・ 第4航空教育隊の事案

以上の5事案については、地方公共団体等と連携して情報収集を行い、毒ガス情報センターにおいて分析を進めてきたところである。

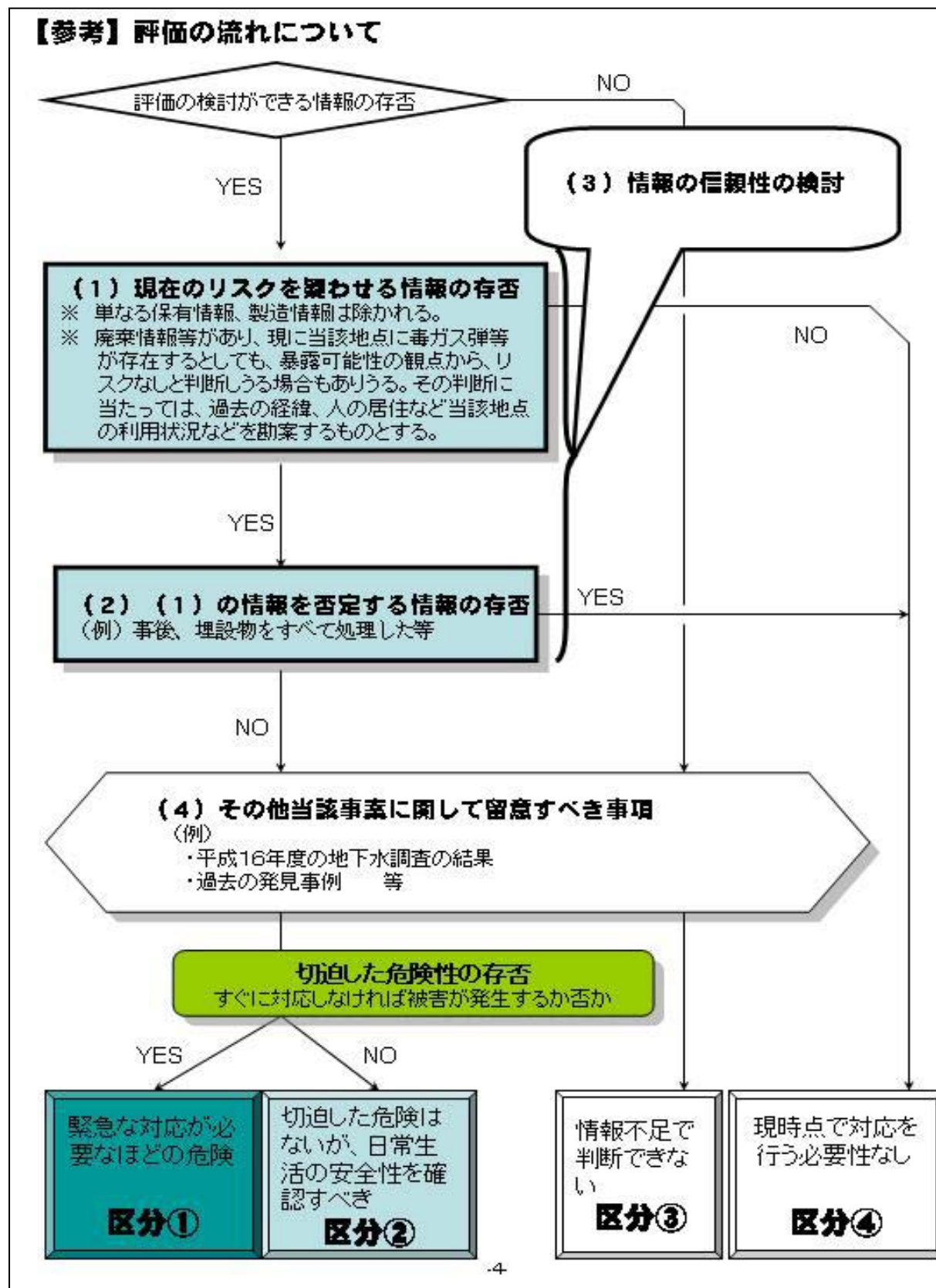
これらについて、B / C事案に関する評価のスキームである「BC事案の評価基準について」(平成16年度第11回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会〔17.2.22〕資料8)及び「B / C事案に関する評価結果について」(平成16年度第12回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会〔17.3.25〕資料5)に基づき、評価を行った結果は、下記のとおりである。

2. 評価の結果

上記5事案について評価した結果、いずれも現時点では対応を行うべき必要性は認められず、今後、何らかの新たな情報が判明しない限りは、特段の対応は不要と考えられる〔区分〕。

なお、今後新たな廃棄・遺棄情報等が確認された場合には、必要に応じて被害の未然防止の観点から環境調査等の実施を検討することとする。

【参考】「B / C事案に関する評価結果について」(抜粋) (「平成16年度 第12回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」(平成17年3月25日)資料5)



追加的な情報収集が必要と評価されたB / C事案及び平成16年度新規事案と平成17年度新規事案の評価結果表(案)

| 番号 | 個表番号 | 都道府県・政令指定都市名 | 事案名称 | 得られた情報の内容 | | | 地域の特定性 | 情報の信頼性 | その他の留意すべき事項 | H16年度の評価 | H17年度の評価(案) |
|----|-----------------|--------------|-----------------------------|--|-------|---|---|---|-------------|---|-------------|
| | | | | 現在のリスクに関する情報の存否 | | その他の情報 | | | | | |
| | | | | リスクを疑わせる情報 | 否定的情報 | 保有・製造情報等 | | | | | |
| 1 | 22-1-4 (C事案) | 静岡県 | 浜名湖周辺(第3陸軍航空技術研究所三方原出張所)の事案 | ア)関係者が死去して不明だが、第3陸軍航空技術研究所三方原出張所は、終戦時にイペリット缶1本を旧引佐郡中川村またはその付近の地中に埋設したのではないかと推定する証言情報がある(昭和48年調査)。 イ)同出張所で毒ガスを見たことはなかった。ガスマスクや防護服、書類等を焼却処分したが、毒ガスの処理はしていないとの軍属の証言情報がある。 | | ア)同出張所には、終戦時毒ガス缶1本が存在していたであろうと推定する証言情報がある(昭和48年調査)。 イ)同出張所が存在した場所は特定している。 | ア)同研究所長による証言(推定) イ)同研究所勤務していた軍属(3名)による証言 ・研究所の場所については、複数の情報がある(記録資料・証言)。 | ・同出張所の存在場所は特定したが、埋設に係る新たな情報は得られなかった。 ・同出張所の元軍属は、中川村の地名や場所も知らないし、中川村に第3陸軍航空技術研究所三方原出張所の建物が存在したことは聞いたこともないし、中川村に行ったこともなかった。将校達しか知らない施設はあったかもしれないが、自分たちはわからないとしている。 | | :現時点では情報不足であり、評価ができない(埋設場所の特定に係る情報収集が必要)。 | |
| 2 | H16年度 新規事案 | 宮城県 | 岩沼市の事案 | なし (保有情報がある) | なし | ア)旧陸軍飛行学校には89式催涙筒甲65本・89式催涙棒13函、98式小あか筒56本が存在したとの情報がある。 イ)旧陸軍飛行学校には「瓦斯講堂」が存在した。また、「特殊弾格納庫」の存在も近くに確認された。 | ア)、イ)旧軍資料 ・旧陸軍飛行学校跡地及びイ)の場所は一定の範囲で特定されている。 | ・防衛研究所図書館や地域の図書館・公文書館等で資料調査をしたが、新たな情報は得られなかった。また、新たな証言情報も得られていない。 | | :現時点では情報不足であり、評価ができない(保有情報以外でリスクを判定する情報の収集が必要)。 | |
| 3 | H16年度 新規事案 | 福島県 | 福島県内の事案 | ア)イペリットの500kg容器は昭和20年8月頃から寒川第1工場よりトラック10台くらい運び、山中(福島県内)、海(横須賀)に投棄したという話を聞いたことがあるとの証言情報がある。 イ)アの情報源の人物は、終戦後まもなく寒川からイペリット200kg入りの容器(本数ははっきり覚えていないが、トラック10台分くらいあった)を大きな隧道に運び入れた。同行者の言った地名は記憶しているが、初めて行った場所なので詳しい場所は分からないとの証言情報がある。 | | ・運び出した寒川はA事案となっている。 ウ)複数の資料に相模海軍工廠関係者が、掘ったとされる壕や地下工場に係る情報が存在する。なお、指揮したとされる人物は、相模海軍工廠錦分廠の所長・首席部員であったとの情報がある。 エ)証言情報との関連は不明だが、ガスマスクをつけた相模海軍工廠関係者が出入りしていた壕に関する情報がある。 | ア)元相模海軍工廠工員のアンケート調査結果 イ)元相模海軍工廠工員の証言情報(別の元相模海軍工廠が、毒ガス弾等の移送について聞いたことがあるとの伝聞の証言情報に基づいて追跡した電話による情報収集結果) ウ)相模海軍工廠資料、地域の歴史研究資料、社史 エ)学徒動員による証言資料 | ・証言情報にある毒ガス弾等の移送に係る情報について防衛研究所図書館や地域の図書館・公文書館等で資料調査をしたが、新たな情報は得られなかった。また、新たな証言情報も得られていない。 ・現地調査では、壕近くの民家で地下水を飲用している家を1軒確認している。 | | :現時点では情報不足であり、評価ができない(場所の特定に係る方法収集が必要)。 | |

評価区分の説明

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
切迫した危険性はないが毒ガス成分による汚染(暴露)の可能性が否定できない
現時点では情報不足であり、評価ができない
現時点では対応を行うべき必要性は認められない

追加的な情報収集が必要と評価されたB / C事案及び平成16年度新規事案と平成17年度新規事案の評価結果表(案)

| 番号 | 個表番号 | 都道府県・政令指定都市名 | 事案名称 | 得られた情報の内容 | | | 情報の信頼性 | その他の留意すべき事項 | H16年度の評価 | H17年度の評価(案) | |
|----|-----------|--------------|------------|--|---|--|---|--|--|---|--|
| | | | | 現在のリスクに関する情報の存否 | | その他の情報 | | | | | |
| | | | | リスクを疑わせる情報 | 否定的情報 | 保有・製造情報等 | | | | | |
| 4 | H16年度新規事案 | 千葉県 | 千葉県内の事案 | <p>ア) 元軍医少佐は、昭和20年8月にトラック2台にイペリット、ルイサイト、ホスゲン等のドラム缶、ボンベ等30本余りを積み処理のために出発したが、処理に苦労したと記している。</p> <p>イ) 元軍医少佐は、毒ガスは終戦時(8月終わり頃)に処分しようとした話があり、川に捨てた。このときに毒ガスの容器が浮かんでいたため、憲兵隊に連絡した。憲兵隊からは「容器は、適当な場所に埋めておいたもので心配はない」と後ほど連絡があったと記している。</p> | 追加情報なし | <p>ア) 教育施設を接収して設立した陸軍軍医学校分室に、訓練・演習用のイペリット、ルイサイト、ホスゲン等を保有していたとの記載がある。</p> <p>イ) イペリット、ホスゲンが人の半分位の高さの容器に少し入っていた。</p> | <p>・投棄した川及び埋設場所は不明である。</p> <p>・旧陸軍軍医学校が存在していた場所は、特定されていない(ただし、関連情報がある場所は特定している)。</p> <p>ウ) 昭和19年、陸軍軍医学校が実習場約3万坪を設けたとの情報がある。</p> | <p>ア) 元軍医少佐の手記</p> <p>イ) 投棄した元軍医からの電話での聴取</p> <p>ウ) 一般書籍(陸上自衛隊衛生学校修親会編集)</p> | <p>・証言聴取を試みたが、家族の了解が得られず、追加的な情報を得られなかった。</p> | <p>:現時点では情報不足であり、評価ができない(引き続き埋設情報についての情報収集が必要)。</p> | |
| 5 | H17年度新規事案 | 千葉県 | 第4航空教育隊の事案 | <p>ア) 「昭和20年8月15日に広い広場に大勢の兵士と一緒に玉音放送を聞いて終戦を知った。翌朝起床すると、自分たちのバラックの兵舎から20mくらい離れた松林の中に広さ20~30坪程で、深さ約3mの大きな穴が掘られており、兵士達が集っていた。そうこうするうちに、兵士たちの間で、この穴は毒ガスを埋めるために掘られたのだろう、国際法違反の問題をまず消すのだから等という噂が誰ともなくまことしやかに広まった。そのとき、ある兵士から、腐爛性ガスのイペリットは缶に入っており、そのガスに触れると手も足も腐ってしまうという話を聞いた。」との証言情報がある。</p> | <p>ア) 自分の部隊は穴を掘っていない。毒ガスの埋設については、伝聞情報である。</p> | <p>イ) 第4航空教育隊(東部102部隊)の配置図には、「ガス室」が存在した。郷土資料によると、同部隊の北側数キロに存在する東部105部隊にも「ガス庫」が存在する。</p> | <p>・部隊の位置、移動先は、一定の範囲で特定されている。埋設箇所は不明である。</p> | <p>ア) 元第4航空教育隊二等兵の証言情報。(埋設情報は伝聞である)</p> <p>イ) 地域教材資料</p> <p>ウ) 地域の歴史資料</p> | <p>ア) 持参した東部102部隊配置図を証言者に見て頂いたが、証言者が記憶している駐屯地には該当しないとの証言がある。</p> <p>ウ) 第4航空教育隊が昭和20年8月に本部が移動したとの情報がある。(第4航空教育隊敷地から数キロ程度の距離の場所)</p> | | |

評価区分の説明

毒ガスによる危険が明白で緊急に対応すべき切迫性がある
 切迫した危険性はないが毒ガス成分による汚染(暴露)の可能性が否定できない
 現時点では情報不足であり、評価ができない
 現時点では対応を行うべき必要性は認められない